

下関市監査委員公表第22号
令和6年(2024年)6月7日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 今 井 弘 文
同 秋 森 和 也
同 木 本 暢 一
同 田 中 義 一

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
港 湾 局	経営課、振興課、施設課
豊 田 総 合 支 所	地域政策課
選 挙 管 理 委 員 会	事務局

2 監査の範囲

以下の期間における財務に関する事務の執行

港湾局、豊田総合支所、選挙管理委員会
令和5年4月1日から令和6年2月29日まで

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済的、効率的かつ効果的に行われているか。

4 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。なお、監査は、下関市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の期間

港湾局、豊田総合支所、選挙管理委員会
令和6年4月1日から令和6年5月31日まで

6 監査の結果

監査した限りにおいて、財務に関する事務は、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね適正に処理されていた。

7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

港湾局 経営課、振興課、施設課	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可に係る事務において、以下の事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。(経営課(渡船事務所))</p> <p>ア 土地の使用について、許可申請物件は第一種電話柱1本、支線1条となっており、使用許可も同内容で決定されていたが、使用料の算定に当たり支線1条分が計上されていなかった。</p> <p>イ 令和5年4月1日付けで使用許可されていたが、失念により歳入(使用料)の調定事務を行っておらず、令和6年3月19日に調定を行い、相手方に納付書を送付していた。また、下関市行政財産使用料条例第3条第1項ただし書による延納の意思決定をしていないにもかかわらず、納期限を令和6年4月30日としていた。</p> <p>[意見]</p> <p>なし</p>
豊田総合支所 地域政策課	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
選挙管理委員会 事務局	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>

以上